

1 情報公開審査会答申の概要

情報公開審査会答申第 346 号の概要

件名	議会改革検討会議議事録不存在の件(諮問第 396 号)		
請求文書の概要	請求対象文書は、平成 19 年 8 月 17 日に開催された議会改革検討会議(以下「検討会議」という。)の議事録(以下「本件対象文書」という。)及び配布資料である。		
請求年月日	平成 19 年 10 月 3 日	諾否決定年月日	平成 19 年 10 月 12 日
諾否の決定内容	一部非公開 (文書不存在)	実施機関	議会(議会局総務課)
非公開根拠条項	-		
非公開理由	請求対象文書のうち、本件対象文書は作成しておらず存在しない。		
不服申立年月日	平成 19 年 10 月 26 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
諮問年月日	平成 19 年 11 月 1 日		
審査会の結論	実施機関が、本件対象文書は作成していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 答申に当たっての審査会の基本的考え方</p> <p>議会は、地方自治制度上、執行機関とは異なる特有の自律性を持ち、各議員には政治活動の自由が保障されている。当審査会は、このことを十分に理解した上で、神奈川県情報公開条例の規定に基づき審議する。</p> <p>2 本件対象文書の存否について</p> <p>(1) 当審査会は、議会の自律性を十分に理解するものではあるが、検討会議については、議会改革検討会議設置要綱において、検討項目、委員の選出方法、事務は議会局において処理することを定めていること及び実際に議会局職員が検討会議に出席していること等から判断して、各議員個人の議員活動、各会派独自の議会活動等ではなく、地方自治法に基づき地方公共団体に置かれた議会である神奈川県議会(以下「県議会」という。)の活動と考えることが適当であることから、検討会議に関する事務は、県議会に置かれた事務局である議会局における事務と認められる。</p> <p>(2) 本件対象文書について、実施機関は、作成していないと説明しているが、行政文書の管理に関する事務の諸規定及び前記(1)に照らして考えると、実施機関の説明は、説得力に欠けるものと言わざるを得ない。</p> <p>しかしながら、議事録及びこれに類する行政文書が存在することをうかがわせるような事情が、認められないことから、本件対象文書は、作成しておらず存在しないとする実施機関の説明は納得できる。</p>		
答申年月日	平成 20 年 4 月 22 日(答申第 346 号)		

情報公開審査会答申第 347 号～367 号、370 号～382 号及び 386 号～522 号の概要

件名	特定の県立高校に係る文書一部非公開の件（その 1～4）、存否応答拒否の件（その 1・2）及び不存在の件（その 1～165）		
請求文書の概要	特定の県立高校に係る文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	（略）	諾否決定年月日	（略）
諾否の決定内容	一部公開・存否応答拒否・不存在	実施機関	教育委員会（総務課・教職員課・県立高等学校）
非公開根拠条	一部公開（情報公開条例第 5 条第 1 号・第 2 号該当）・存否応答拒否（条例第 8 条該当）		
非公開理由	個人識別情報、公開することにより法人の権利等を害するおそれがある情報、存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなる情報及び作成していないため不存在		
不服申立年月日	（略）	不服申立ての趣旨	処分の取消しを求める。
諮問年月日	（略）		
審査会論の結論	審査会の判断理由の 2 に掲げる文書以外の文書を条例第 5 条該当、存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなる及び作成していないとして公開を拒んだことは妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 審査会における審査方法 本諮問案件 171 件について、本件行政文書の内容、本件処分内容及び不服申立ての理由等の類似性を踏まえ、併合（11 件）して調査審議し、答申した。</p> <p>2 条例第 5 条該当性について （1）諮問第 397 号に係る本件行政文書のうち、特定の出張に係る旅費請求書の利用駅は出張の最終用務地の利用駅として記載されたものであることから、個人に関する情報であるが公務員の職務の遂行に関して記載されたものであると認められ、第 1 号ただし書ウに該当する。 （2）諮問第 419 号に係る本件行政文書のうち、振込先情報は、法人の取引先金融機関における口座に関する情報であることから、法人に関する情報であり当該法人が本件振込先情報を知らせるべき相手を限定して管理をしているという特段の事情は認められないことから、振込先情報は、第 2 号に該当しないと判断する。 （3）諮問第 531 号に係る本件行政文書のうち、校内研修会に係る職員名票に記載された、特定の教職員の出勤状況に関する情報は、個人に関する情報であり特定の教職員の出勤状況が判明する情報であるが、当該出勤情報は公開しても休暇等の取得等の理由といった、当該教職員の私生活に関する情報が明らかになる情報とは認められず、公務員の職及び職務の遂行の内容に関する情報であることから第 1 号ただし書ウに該当する。また、特定の県立高校の企画会議録に記載された特定の個人の氏名に関する情報は、神奈川県職員録に掲載されており、当該個人氏名を公開することにより、当該職員の私生活に影響を及ぼすといった特段の事情は認められないことから慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、第 1 号ただし書イに該当すると判断する。</p> <p>3 上記 2 の行政文書を除き、実施機関が条例に基づき公開を拒んだことは、いずれも妥当である。</p>		
答申年月日	平成 20 年 6 月 5 日～平成 20 年 10 月 10 日（171 件）		

情報公開審査会答申第 368 号の概要

件名	県立高校校舎腰壁に関する基準策定経緯文書不存在の件(諮問第 566 号)		
請求文書の概要	県立高校校舎の腰壁の高さに関する基準を定めた営繕計画課策定の「設計の留意事項」(以下「本件留意事項」という。)の策定経緯についての文書(以下「本件行政文書」という。)		
請求年月日	平成 19 年 10 月 9 日	諾否決定年月日	平成 19 年 10 月 11 日
諾否の決定内容	公開拒否決定 (文書不存在)	実施機関	知事(県土整備部営繕計画課)
非公開根拠条項	-		
非公開理由	本件行政文書は保存期間満了により、存在しない。		
不服申立年月日	平成 19 年 11 月 12 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
諮問年月日	平成 20 年 1 月 17 日(受理)		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書は存在しないとして公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>〈本件行政文書の存否について〉</p> <p>1 実施機関は、現在の本件留意事項は、組織再編に伴い、従前の本件留意事項の策定者を読み替えたものであり、内容に変更を加えていないため、現在の本件留意事項に係る起案・決裁に係る文書を作成していないと説明している。</p> <p>神奈川県行政文書管理規則(以下「規則」という。)第 6 条は、「事務処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等(意思決定の経過、行政文書を管理するために必要な事項を含む。)を記録した行政文書を作成しなければならない」と規定しているが、本件留意事項の策定者の読替えに当たっては、本件留意事項の内容を変更したものではないことから、実施機関が、軽易なものとして起案・決裁に係る文書を作成しない場合もあり得るものと認められる。したがって、現在の本件留意事項について、本件行政文書を作成していないとの実施機関の説明に不合理な点はない。</p> <p>2 実施機関は、従前の本件留意事項については、要綱、要領又は基準といった取扱いをしておらず、覚書又は参考資料として取り扱われていたことから、規則別表のいずれにも該当しない程度のものであり、保存期間を最短の 1 年と判断したと説明している。</p> <p>しかし、規則第 9 条第 2 項は「行政文書について、別表の保存期間の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の行政文書の種類の欄に掲げる類型に基づき、保存期間を設定しなければならない」と規定していることから、実施機関が、行政文書の保存期間を設定する場合には、当該行政文書が同表に掲げられた種類のいずれに該当するかについて明らかにする必要があるものと考えられる。</p> <p>このことからすると、別表の行政文書の種類のいずれにも該当しない程度のものであるから、本件行政文書の保存期間は 1 年であるとの実施機関の説明は、規則に基づく行政文書の保存期間に係る説明としては、明確なものとはいえない。</p> <p>しかしながら、実施機関は、従前の本件留意事項に係る本件行政文書は、保存期間が満了したことにより存在しないと説明しており、また、本件行政文書の存在を示すような特段の事情は認められない。したがって、実施機関の、従前の本件留意事項に係る本件行政文書は保存期間満了により存在しないとの説明は、不合理であるとまではいえない。</p>		
答申年月日	平成 20 年 6 月 24 日(答申第 368 号)		

情報公開審査会答申第 369 号の概要

件名	県立高校における転落事故に係る報告書等不存在の件(諮問第 569 号)		
請求文書の概要	県立高校の校舎窓からの不慮の転落による負傷又は死亡に係る事故報告書及び年度別発生件数の統計(過去 10 年分)		
請求年月日	平成 19 年 9 月 20 日	諾否決定年月日	平成 19 年 10 月 3 日
諾否の決定内容	公開拒否決定 (文書不存在)	実施機関	教育委員会(教育局子ども教育支援課)
非公開根拠条項	—		
非公開理由	1 平成 15 年度以前の事故報告書は、保存期間満了により存在しない。 2 年度別発生件数の統計は、作成していないため存在しない。		
不服申立年月日	平成 19 年 11 月 12 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
諮問年月日	平成 20 年 2 月 6 日		
審査会の結論	実施機関が、県立高校の校舎窓からの不慮の転落による負傷又は死亡事故に係る、平成 15 年度以前の報告書(以下「本件報告書」という。)及び年度別発生件数の統計(以下「本件統計」という。)は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>〈本件報告書及び本件統計(以下「本件行政文書」という。)の存否について〉</p> <p>1 実施機関は、事故報告書について神奈川県教育委員会行政文書管理規則(以下「規則」という。)別表の「職員の服務に関するもの」に類するものとして扱い 3 年保存としているため、本件行政文書のうち、本件報告書は保存期間が満了したことにより存在しないと説明している。</p> <p>規則第 9 条第 2 項は、「行政文書について、別表の保存期間の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の行政文書の種類の欄に掲げる類型に基づき、保存期間を設定しなければならない」と規定しており、「職員の服務に関するもの」に類するものは、「3 年保存とするもの」の行政文書の種類の欄に該当するものと認められる。また、県立高校においても、規則及び事務連絡に基づき、事故報告書は 3 年保存として取り扱われている。したがって、本件報告書の保存期間は 3 年であることが認められ、本件行政文書のうち、本件報告書は保存期間が満了したことにより存在しないとの実施機関の説明に不合理な点はない。</p> <p>2 実施機関は、事故報告書の内容について統計化を行っていないことから、本件行政文書のうち、本件統計は作成していないため存在しないと説明している。</p> <p>不服申立人は、本件統計は作成されるべきであると主張しているが、事故報告書の内容について統計を作成するか否かは、事故報告書に係る事務を所掌する実施機関が判断するものであると考えられ、また、本件統計の存在を示すような特段の事情も認められない。したがって、本件行政文書のうち、本件統計は作成していないため存在しないとの実施機関の説明に不合理な点はない。</p>		
答申年月日	平成 20 年 6 月 24 日(答申第 369 号)		

情報公開審査会答申第 383 号の概要

件名	開発行為許可申請書等一部非公開の件（諮問第 570 号）		
請求文書の概要	特定の開発区域（以下「本件開発区域」という。）に係る開発許可申請書一式（以下「本件請求対象文書」という。）		
請求年月日	平成 19 年 12 月 27 日	諾否決定年月日	平成 20 年 2 月 14 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（土木事務所）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがあるため。		
不服申立年月日	平成 20 年 2 月 26 日		
不服申立ての趣旨	本件請求対象文書のうち、開発行為に関係がある公共施設の管理者（以下「管理者」という。）が、開発行為に同意したために提出した開発行為の施工等の同意書（以下「本件行政文書」という。）の非公開処分の取消しを求める。		
諮問年月日	平成 20 年 3 月 7 日		
審査会の結論	本件行政文書のうち、個人の同意した日付及び電話番号を除いた情報は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件行政文書には、不動産登記簿に記載された情報を含んだ特定の個人の情報（以下「本件非公開個人情報」と総称する。）が記載されており、特定の個人が識別され得る情報を除いたとしてもどの権利者から提出されているかが明らかとなるので、全体が個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、同号本文に該当する。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について ア 都市計画法（以下「法」という。）第 32 条第 1 項の規定により開発許可が行われていれば、管理者から同意の意思表示をした同意書が提出されていることは明らかであり、また、法第 47 条第 1 項及び第 5 項の規定により、開発許可が行われたかどうかは、開発登録簿（以下「登録簿」という。）から明らかとなる情報である。 イ 実施機関は、法第 32 条第 1 項に基づく同意を必要とする公共施設（以下「同意施設」という。）については、法令上明文の規定がないため、事案ごとに判断していると説明しているが、同意施設に関する情報は、開発許可に係る申請により求められた許認可等をするかどうかを、法令の定めに従って判断するために必要な情報であり、求めがあれば、行政庁として、何人に対しても説明すべき事項である。 ウ したがって、同意施設に関する情報が明らかとなることから、本件行政文書に記載されている情報のうち、所在及び地番並びに摘要に記載されている情報は、現に一般に知り得る状態に置かれているといえ、慣行として公にされている情報である。また、所在及び地番が明らかとなれば、不動産登記法の規定に基づく登録簿により、特定の個人の住所、氏名、物件の種類、面積及び権利の種類別に関する情報も明らかとなることから、これらの情報は何人にも閲覧等が可能な情報である。 エ 以上のことから、本件非公開個人情報のうち、前記ウの情報は、条例第 5 条第 1 号ただし書ア又はイに該当する。 オ 本件非公開個人情報のうち、特定の個人の同意した日付及び電話番号に関する情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。</p> <p>2 条例第 5 条第 2 号該当性について 本件行政文書には、本件開発許可に係る申請（以下「本件申請」という。）を行った法人の住所、法人名及び代表者名（以下「本件非公開法人情報」と総称する。）が記載されているが、当該情報は、前記 1（2）アのとおり、既に公衆の閲覧に供されている登録簿により公にされている情報である。したがって、本件非公開法人情報は、既に公にされていることから、公開することにより本件申請を行った法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、同号に該当しない。</p> <p>3 条例第 6 条第 1 項該当性について 本件行政文書については、当審査会が前記 1（2）において非公開とすることが妥当であると認めた範囲及び内容に照らして、その他の情報を分離して公開することは、「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に該当する。</p>		
答申年月日	平成 20 年 9 月 10 日（答申第 383 号）		

情報公開審査会答申第 384 号の概要

件名	市道改良工事計画に係る交渉記録公開の件(諮問第 571 号)		
請求文書の概要	特定の土地に係る財産管理課と特定の市との市道改良工事計画に伴う用地交渉の記録(以下「請求対象文書」という。)		
請求年月日	平成 20 年 2 月 1 日	諾否決定年月日	平成 20 年 2 月 18 日
諾否の決定内容	公開	実施機関	知事(財産管理課)
不服申立年月日	平成 20 年 2 月 22 日		
不服申立ての趣旨	公開された行政文書(以下「本件行政文書」という。)以外に 4 件の文書(以下「本件非公開文書」という。)が存在するはずであるため、本件処分の取消しを求める。		
諮問年月日	平成 20 年 3 月 27 日(受理)		
審査会の結論	平成 19 年 12 月 25 日に特定の市職員が持参した文書は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 本件行政文書の特定について</p> <p>行政文書の特定のあり方について、実施機関の説明と不服申立人の主張が異なり、両者の間で認識に相違があったことが認められる。請求時には実施機関の職員が直接対応したが、それにもかかわらず認識に相違が生じてしまったものである。この点について、請求の意図・真意の把握については、一般に、実施機関と不服申立人の双方にその責務があると考えられ、本件行政文書の特定のあり方につき、一方だけにその責めを負わせる事情も特段見受けられないことから、審査会としてその適否を判断することはできず、実施機関と不服申立人双方の認識の相違を来したことについてはやむを得なかったものと考えざるを得ない。</p> <p>2 本件非公開文書について</p> <p>(1) 神奈川県行政文書管理規則第 6 条は、事務処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等を記録した行政文書を作成しなければならないと規定している。平成 19 年 8 月 17 日の特定の市職員との協議内容については、実施機関によれば、日常的に問い合わせを受ける「軽易な」事項の照会及び回答であることから、行政文書を作成していないと説明しているが、当該内容は実施機関が軽易なものと考え、行政文書を作成しない場合もあり得るものと認められることから、当該文書を作成しておらず存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。</p> <p>(2) 平成 19 年 8 月 23 日に特定の市職員がファクシミリで送信した文書については、財産管理課と特定の市とのやりとりではなく、また、当該文書を通じて、特段実施機関と特定の市との間で「交渉」を行った事実はないため、請求対象文書とまでは判断できないという実施機関の説明は、納得できる。</p> <p>(3) 平成 19 年 10 月 4 日に特定の市職員がファクシミリで送信した文書については、実施機関は、特定の市職員から文書を収受しておらず、不存在であり、また、特定の市から当該文書を送った旨の連絡も全くなかったため、確認するすべはなかったと説明しており、他に当該文書が存在することをうかがわせるような事情も認められないことから、実施機関の説明は、納得できる。</p> <p>(4) 平成 19 年 12 月 25 日に特定の市職員が持参した文書については、実施機関は、内容が請求内容とは異なるため請求対象文書とはしなかったと説明しているが、文書自体は、直接的に用地交渉を行った記録ではないものの、実施機関と特定の市との間の用地交渉の場において一方の当事者から提出された文書であり、その内容は、実施機関と特定の市との間で用地交渉を行った土地に関するものであることから、既に公開している本件行政文書に添付して報告等を行うことが通常の行政文書事務と考えられるため、既に公開している本件行政文書と一体の添付書類として公開すべきである。</p>		

答申年月日	平成 20 年 9 月 10 日（答申第 384 号）
-------	-----------------------------

情報公開審査会答申第 385 号の概要

件名	職員の免職処分に関わる記録一部非公開の件（諮問第 572 号）		
請求文書の概要	免職処分を受けた特定の職員（以下「本件職員」という。）について、懲戒審査委員会で審査するに当たって作成された文書（以下「本件請求対象文書」という。）		
請求年月日	平成 20 年 2 月 8 日	諾否決定年月日	平成 20 年 2 月 22 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。 ・ 監察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 		
不服申立年月日	平成 20 年 4 月 14 日		
不服申立ての趣旨	本件請求対象文書のうち、身上調査書（以下「本件行政文書」という。）について、一部非公開処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。		
諮問年月日	平成 20 年 4 月 23 日		
審査会の結論	本件行政文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件行政文書のうち、本件職員の採用年月日、給料、既往の懲戒処分等の年月日、種別、程度及び理由、平素の行状に関する情報（以下「本件採用年月日等」と総称する。）は、本件職員の氏名が公開されているため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、同号本文に該当する。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について 本件採用年月日等は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。</p> <p>2 条例第 5 条第 4 号該当性について</p> <p>(1) 地方公務員法に基づく懲戒処分に当たっては、懲戒処分を行うか否か及び同法に定められた 4 種類の処分の内容のうちどの処分が相当であるかの判断については、任命権者に裁量権が認められていると解されることから、内部的な審査の基準が推測される情報を公開すると、裁量権の適切な行使を妨げる可能性があり、公正かつ円滑な人事の実施に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>(2) したがって、本件職員に対して行った処分時の加重又は軽減すべき事情に関する情報（以下「本件処分等に関する情報」と総称する。）は、全体としてどのような情報が判断材料とされ得るかについての基準や懲戒処分の内容を検討する際の内部的な審査基準が推測される情報であると認められることから、公開することにより、実施機関が行う今後の同種事案発生時における適正な監察事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第 5 条第 4 号に該当する。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 実施機関が行う処分の基本的指針である「懲戒処分の指針」については、現在、警察庁のホームページに通達という形で公表され、規律違反の態様や基本となる懲戒処分の種類等が記載されていることが認められる。</p> <p>(2) しかし、本件処分等に関する情報については、本件処分に関する具体的かつ詳細な審査等の基準が推測される情報が記載されており、当該情報を公開することにより、今後の監察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるという実施機関の主張は妥当である。</p>		

答申年月日	平成 20 年 9 月 10 日 (答申第 385 号)
-------	------------------------------

情報公開審査会答申第 523 号の概要

件名	建築確認申請書等一部非公開の件 (諮問第 573 号)		
請求文書の概要	特定の住宅 (以下「本件住宅」という。)に係る建築確認申請書及び完了検査申請書		
請求年月日	平成 20 年 2 月 6 日	諾否決定年月日	平成 20 年 2 月 20 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事 (土木事務所)
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、公開することで個人の権利利益を害するおそれがあるため。		
不服申立年月日	平成 20 年 4 月 9 日		
不服申立ての趣旨	本件住宅に係る建築確認申請書及び完了検査申請書 (以下「本件行政文書」と総称する。)を一部非公開とした処分 (以下「本件処分」という。)の取消しを求める。		
諮問年月日	平成 20 年 5 月 21 日		
審査会の結論	本件行政文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>〈条例第 5 条第 1 号該当性について〉</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>本件行政文書には、本件住宅の建築主である特定の個人の氏名及び住所 (以下「本件氏名等」と総称する。)が記載されており、また、本件氏名等は、本件住宅に係る建築計画概要書 (以下「本件概要書」という。)に記載されている情報であることから、法の規定に基づき何人も閲覧等が可能な情報であると認められる。</p> <p>したがって、本件行政文書の全体が、本件住宅の建築主である特定の個人が識別される情報であると認められるので、本件処分において非公開とした情報は、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について</p> <p>ア 本件行政文書に記載されている情報のうち、本件概要書に記載されている情報については同号ただし書ア該当により、本件住宅の外観に係る情報等については同号ただし書イ該当により、いずれも本件処分において公開されている。</p> <p>イ 本件行政文書のうち、前記アのとおり公開されている情報を除いた情報は、条例第 5 条第 1 号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。</p>		
答申年月日	平成 20 年 10 月 10 日 (答申第 523 号)		

情報公開審査会答申第 524 号の概要

件名	特定の県立高校における話合いに係る報告文書不存在の件（諮問第 574 号）		
請求文書の概要	特定の県立高校（以下「本件高校」という。）の校長及び教頭を相手として、特定の議員が保護者に同伴して、自らの身分を名のった上で、生徒指導等に関して話合い（以下「本件話合い」という。）を行った件に関し、本件高校から教育委員会が受けた報告の文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 20 年 9 月 2 日	諾否決定年月日	平成 20 年 9 月 11 日
諾否の決定内容	不存在	実施機関	教育委員会（教育局保健体育課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	本件行政文書は存在しない。		
不服申立年月日	平成 20 年 10 月 10 日		
不服申立ての趣旨	不存在とした処分取消しを求める。		
諮問年月日	平成 20 年 11 月 6 日		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書の存否について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施機関は、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）に係る対象文書として、本件高校から提出された報告文書（以下「本件提出文書」という。）を特定し、本件高校からは、本件話合いが行われる予定があること及び後日本件話合いの参加者から情報公開請求がなされたことのみが、電話で報告されており、本件提出文書は存在していないと説明している。 2 一方、不服申立人は、本件話合いのような事案の報告が電話等により口頭であったとしても、実施機関では文書による記録を残しているはずであり、また、実施機関は請求者が情報公開制度を知らないことを考慮して、請求対象文書の範囲をできる限り広くとらえるべきであり、本件提出文書のみならず、口頭で連絡を受けて実施機関が作成した文書についても請求対象とする行政文書であると主張している。 3 請求対象文書の範囲については、前記 1 及び 2 のとおり、実施機関と不服申立人の間で認識に相違があったことが認められる。 当審査会において実施機関に確認したところ、本件請求に係る行政文書公開請求書（以下「本件請求書」という。）は郵送により実施機関に送付されたものであり、本件請求書の記載内容に照らして、本件提出文書を請求対象文書として特定したと実施機関は説明している。 4 請求対象文書の特定に当たって、実施機関は、請求の意図の把握に努めながら、請求書に係る記載内容に基づき判断することが相当であるが、本件請求書において、公開請求に係る行政文書の内容として「本件話合いをしている件について、本件高校から教育委員会が受けた報告の文書」と、ある程度具体的に記載されていることからすると、実施機関が、報告文書である本件提出文書のみを本件請求に係る対象文書と判断したことはやむを得ないと考えられる。 また、他に本件行政文書が存在することをうかがわせるような事情は認められないため、本件行政文書は存在しないとの実施機関の説明は、不合理であるとまではいえない。 		
答申年月日	平成 21 年 3 月 27 日（答申第 524 号）		

情報公開審査会答申第 525 号の概要

件名	特定の県立高校における話合いに係る文書不存在の件（諮問第 575 号）		
請求文書の概要	特定の県立高校（以下「本件高校」という。）において、特定の議員が保護者と共に訪れ、身分を明らかにした上で、校長及び教頭と話合い（以下「本件話合い」という。）を行ったことを記載した文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 20 年 9 月 19 日	諾否決定年月日	平成 20 年 9 月 26 日
諾否の決定内容	不存在	実施機関	教育委員会（県立高等学校）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	本件行政文書は存在しない。		
不服申立年月日	平成 20 年 10 月 10 日		
不服申立ての趣旨	不存在とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。		
諮問年月日	平成 20 年 11 月 6 日		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書の存否について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施機関は、本件話合いについては、本件高校の校長、副校長及び教頭が対応し、そのうち教頭が自分のノート（以下「本件ノート」という。）に本件話合いの概要を書き残したものの、行政文書として回覧するなどは行っていないと説明している。 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 3 条において、行政文書とは「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているものをいう」と規定されており、この場合「実施機関において管理しているもの」とは、神奈川県教育委員会行政文書管理規則（以下「本件規則」という。）等の定めるところにより公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状態におかれているものをいうと解される。 当審査会において実施機関に確認したところ、本件ノートは、教頭が単独で作成し、専ら自己の職務遂行のために利用しており、組織的に利用可能な状態にはおかれていないため、条例第 3 条に規定する行政文書には該当しないと判断する。 2 不服申立人は、学校には日直日誌及び教頭日誌が存在し、当該日誌には本件話合いに係る記述が記載されているはずであると主張している。 実施機関に確認したところ、学校日誌は作成しているが、本件話合いに係る記述は記載されておらず、また、他に日誌は存在しないと説明している。 3 行政文書の作成については、本件規則第 6 条において、「本庁及び所の事務処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等（意思決定の経過、行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を記録した行政文書を作成しなければならない」と規定されている。 実施機関は、本件ノートについて、同席している校長に対して復命の必要がなかったため、行政文書として回覧するなどは行っていないと説明しているが、本件話合いに係る事案は、実施機関において継続的に対応しているものであること、また、幹部職員である校長、副校長及び教頭と保護者等との話合いであることから、実施機関の事務であり、軽易なものではないと認められるため、実施機関が本件話合いに関して行政文書を作成していなかったことは、適切な事務処理ではなかったと考えられる。 4 しかしながら、本件ノートは行政文書に該当せず、他に本件処分時において本件行政文書が存在することをうかがわせるような事情が認められないことから、本件処分時において本件行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理であるとまではいえない。 		
答申年月日	平成 21 年 3 月 27 日（答申第 525 号）		